



平成 23 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 理 想 科 学 工 業 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 羽 山 明

(コード番号 6413 東証第一部)

問 合 せ 先

役 職 ・ 氏 名 取 締 役 遠 藤 喜 八 郎

電 話 0 3 - 5 4 4 1 - 6 6 1 1

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 23 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

また、同取締役会において、平成 20 年 5 月 9 日に決定した「自己株式の消却に関する基本的考え方」の廃止を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元のため、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 850,000 株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.37%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,000,000,000 円 (上限) |
| (4) 自己株式取得の日程 | 平成 23 年 8 月 10 日から平成 23 年 9 月 22 日まで |

3. 「自己株式の消却に関する基本的考え方」の廃止について

これまで当社は、株主への利益還元に主眼を置き自己株式を取得及び消却してまいりました。今後は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行も視野に入れることとし、「自己株式の保有残高が発行済株式総数の 5% (上限の目安) を超える場合に適宜自己株式を消却する」としていたこれまでの考え方を廃止することとしました。

(参考) 平成 23 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く) 25,237,558 株

自己株式数 465,608 株

以 上